（従属業務等）

第三十五条　［略］

２　法第十一条の六十六第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。

［一～一の八　略］

二　法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務並びに同条第六項各号及び第二十四項各号に掲げる業務（同条第六項第八号及び第八号の二に掲げる業務、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

［三～四の二　略］

五　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

［六～十四　略］

十五　投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

［十五の二～三十一　略］

［3～7　略］

（届出事項等）

第五十八条　法第九十七条第十二号の主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

六　農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第九十七条第六号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

［七～十二　略］

十二の二　外国において法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）若しくは第二十四項に規定する事業の全部若しくは一部を行う施設若しくは設備（事務所を除く。）の設置、廃止若しくは位置の変更又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容の変更をしようとする場合

［十二の三～十六　略］

十七　法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）若しくは第二十四項に規定する事業に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

［2～5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（従属業務等）

第三十五条　［同上］

２　［同上］

［一～一の八　同上］

二　法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務及び同条第六項各号に掲げる業務（同項第八号及び第八号の二に掲げる業務、有価証券関連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

［三～四の二　同上］

五　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

［六～十四　同上］

十五　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

［十五の二～三十一　同上］

［3～7　同上］

（届出事項等）

第五十八条　［同上］

［一～五　同上］

六　農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第三十六条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第九十七条第六号の規定により子会社とすることについて届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

［七～十二　同上］

十二の二　外国において法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）に規定する事業の全部若しくは一部を行う施設若しくは設備（事務所を除く。）の設置、廃止若しくは位置の変更又は当該施設若しくは設備において行う事業の内容を変更しようとする場合

［十二の三～十六　同上］

十七　法第十条第六項（第一号及び第二号を除く。）に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

［2～5　同上］